

### (3) 自立支援医療の施行準備について

自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）については、現行制度による支給認定を受けている者についても、本年4月以降引き続きこれらの医療を受けようとする場合には、「みなし認定」を行うことが必要となる。この「みなし認定」の手続については、平成18年3月31日までに対象者全員について終了できるよう、制度周知、申請勧奨など、特段のご配慮をお願いしたい。

現在、自立支援医療に係る周知用ポスターを作成しているところであり、後日、各都道府県等に配布させていただく予定であるので、管内の医療機関等への配布についてご協力をお願いしたい。

また、更生医療に係る費用の負担割合については、従来からの説明どおり、平成18年10月診療分以降、実施主体の如何を問わず、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となるので、各都道府県でも予算上の対応が必要である旨ご留意願いたい。

〈参考〉更生医療の負担割合の見直し

| 【現 行】         | 【18年10月診療分以降】 |
|---------------|---------------|
| ○市又は福祉事務所設置町村 | ○全ての市町村       |
| 国：1/2         | 国：1/2         |
| 市町村：1/2       | 都道府県：1/4      |
| ○その他の町村       | 市町村：1/4       |
| 国：1/2         |               |
| 都道府県：1/4      |               |
| 市町村：1/4       |               |

#### (4) 障害者自立支援法の施行による精神障害者社会復帰対策の推進について

##### ①精神障害者への支援体制づくり

従来、精神障害者は支援費制度の対象となっていなかったが、障害者自立支援法においては、精神障害を含め障害種別を超えて市町村が中心となって福祉サービスを一元的に提供する仕組みに改めるなど、精神障害者に対する支援が抜本的に強化されるものと考えている。

一方で、一般的な相談支援も、障害種別を超えて市町村に一元化されるが、市町村においては精神障害者に対する相談支援等の体制づくりに十分対応できないことも想定し得るところである。

そのため、地域における精神障害者に対する支援体制づくりという観点から、各都道府県におかれては、

- ・ 市町村が実施する地域生活支援事業の中で、市町村相談支援機能強化事業によって精神保健福祉士などの精神障害分野に通じた人材を確保すること、
- ・ 現行の精神障害者地域生活支援センターは、主として相談支援事業や地域活動支援センター等への移行を想定して平成18年10月から新事業体系へ移行（経過措置対象外）することとしているが、この地域生活支援センターに対し精神障害者に係る相談支援事業を委託し、その機能を活用すること、
- ・ これらの取組みについて、必要に応じて、障害保健福祉圏域単位など広域での市町村共同実施に向けた調整を行うこと、

など、管内市町村に対する働きかけや広域調整、さらには技術的支援等について、格別のご協力をお願いしたい。

##### ②精神障害者退院促進支援事業について

精神病院に入院している精神障害者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な者の退院促進を目的として、平成15年度から精神障害者退院促進支援事業を実施しているところである。

障害者自立支援法においては、都道府県障害福祉計画に精神障害者の退院促進に資する事項を盛り込むこととしたところであるが、引き続き退院患者を受け入れるための支援体制づくりを進めるとともに、より円滑な退院を図るため、本事業の活用を図りたい。

本事業については、従来、一部の都道府県によるモデル的事業という位置づけであったが、平成18年度予算案においては、都道府県の地域生活支援事業（平成18年4月～9月までの間は障害者地域生活推進事業）として位置づけて実施することとしており、全都道府県による恒常的事業へと位置づけが変わることとなる。各都道府県におかれては、なお一層積極的な取組をお願いしたい。

### ③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

入院・入所中の障害者の地域移行を進める上で、住まいの確保は重要な課題である。そのため、平成18年度予算案において、一般住宅への入居が困難な障害者を支援する「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」を市町村の地域生活支援事業に位置づけることとし、その支援内容として、

- ・ 不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援
- ・ 入居者である精神障害者、知的障害者や家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援体制や関係機関との連絡調整

などを行うこととしている。

また、昨年12月2日付けで「公営住宅法施行令」が改正され、知的障害者、精神障害者の公営住宅への単身入居が可能とされたところである。

各都道府県におかれては、こうした住宅施策の担当部署との連携も図りつつ、市町村に対し本事業への取組みを促す、広域での実施のための市町村間調整を行うなど、障害者の居住支援の充実に向けた取組みの一層の強化を図るようお願いしたい。

### ④成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度の利用に係る手続等の支援を行う「成年後見制度利用支援事業」については、平成18年度予算案においては、市町村の地域生活支援事業に位置づけ、こ

れまで、介護予防・地域支え合い事業の下では対象としていなかった精神障害者についても新たに本事業の対象とすることとしたところである。

各都道府県におかれては、市町村に対し本事業の周知徹底を図り、積極的な取組みを促すなど、本事業の活用を含め障害者の権利擁護の充実に向けた取組みの一層の強化を図るようお願いしたい。

## (5) 障害児施設の契約等について

### 1 契約制度の導入について

知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）の利用については、平成18年10月より、契約制度による利用を導入することとする。

これに伴い、これまで、措置により入所、通園（以下「入所等」という。）していた障害児（加齢児を含む。以下同じ。）については、原則、保護者（加齢児については、本人）が知的障害児施設等と契約を結び、これに基づき、サービスの提供を受け、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）はこれに係る費用について給付（障害児施設給付費）を支給することとする。

このため、都道府県においては、平成18年10月までに、現在、入所等している障害児に係る支給決定の事務を行う必要がある。

ただし、虐待等のケース等利用契約になじまない場合については、引き続き措置による入所等を行うこととする。

### 2 基本的な仕組み

支援費制度における障害者施設と同様の仕組み。（別添図1参照）

- ① 知的障害児施設等におけるサービスの利用について、障害児施設給付費の支給を希望する者は、都道府県に対し、障害児施設給付費の支給申請を行う。
- ② 都道府県は、障害児施設給付費の支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行った者に対して障害児施設給付費の支給決定を行う。
- ③ 障害児施設給付費の支給決定を受けた者は、都道府県知事の指定を受けた指定知的障害児施設等との契約により、サービスを利用する。
- ④ サービスを利用したときは、
  - ・ 保護者（加齢児の場合は本人）は指定知的障害児施設に対し、サービスに係る利用者負担（利用者負担については、5参照）を支払うとともに、

- ・ 都道府県は、サービスの利用に要する費用から利用者負担額を控除した額を障害児施設給付費（医療型施設の場合は、障害児施設給付費、障害児施設医療費）として支払う（ただし、当該障害児施設給付費を指定知的障害児施設等が代理受領する形をとる。）。

### 3 給付の実施者

給付を実施する者は、保護者の居住する都道府県が行う。

加齢児については、20歳未満から引き続き入所している者については、20歳の時点において措置（支給決定）している都道府県、20歳以降に入所した者については、入所前に居住していた都道府県が実施する。

なお、現在、すでに入所している障害児については、現在措置を行っている都道府県が行う。

### 4 支給決定の事務

#### （1）事務の実施部局

障害児施設給付費の支給決定については、都道府県が支給決定することとなっているため、実際の事務については、児童相談所、福祉事務所においても行うことが可能である。

このため、当該都道府県のどの部局において行うかについては、当該都道府県における実情に応じ、都道府県の障害福祉担当主管課において適切に判断の上、円滑な実施が可能となるようにされたい。

#### （2）支給決定について

支給決定については、現行の障害者施設等における支給決定と同様の手続きで行う。

なお、障害児施設の支給決定における新たに発生する作業としては、利用者負担の決定と受給者証（支給決定期間、支給決定されたサービス、利用者負担等を記載）の交付がある。

① すでに入所している者について

現在、すでに知的障害児施設等に入所している障害児（加齢児含む。）については、原則、利用契約制度となるため、

当該都道府県において措置されている入所者の保護者に対し、

- ・利用者と施設に対し、契約を結ぶ必要があることの周知
- ・利用者に対し、支給申請を行う旨を勧奨

が必要となる。

特に、支給決定については、支援費を導入した際とは異なり、支給決定を受けたものとみなされる経過措置はないため、必ず、平成18年10月1日までに支給決定の事務（併せて利用者負担額の確定）を行う必要がある。

② 今後、入所する者について

今後、平成18年10月までに入所等をする者については、平成18年9月までは措置による入所等を行うが、あらかじめ平成18年10月から制度が変更となることを説明するものとする。

なお、可能であればあらかじめ平成18年10月時点での支給決定を行う手続き（併せて利用者負担額の確定）を行っても差し支えない。

このため、今後、児童相談所において措置する場合については、平成18年10月以降の制度について利用者が適切な説明が受けることができるよう、適切に対処されたい。

**(3) 措置を行う場合について**

平成18年10月より実施する見直しにより、原則、知的障害児施設等の利用は、契約による利用となるが、虐待等や利用契約になじまない場合等、児童の人権擁護のため、措置による入所等が適切であると児童相談所が判断した場合については、措置するものとする。

このため、支給決定を行う際には、児童相談所と適切な連携の上、支給決定の事務を進められたい。

## 5 利用者負担について

利用者負担の考え方については、障害者自立支援法による利用者負担の見直しの考え方と同様である。

なお、措置の場合については、従前と同様に応能負担となる。

### (1) 入所施設

#### ① 福祉型施設

20歳未満の障害児については、20歳未満の施設に入所している障害者と同様の負担及び軽減措置が講じられる。

詳細は、平成17年10月6日障害保健福祉関係主管課長会議資料2-2（平成17年10月6日以降修正されている場合については、修正後のもの。以下「平成17年10月6日課長会議資料」という。）及び平成17年11月11日障害保健福祉関係主管課長会議資料5-1（平成17年11月11日以降修正されている部分については、修正されたもの。以下「平成17年11月11日課長会議資料」という。）のうち、20歳未満の施設入所者に係る部分を参照されたい。

20歳以上の加齢児については、20歳以上の施設に入所している障害者と同様の負担及び軽減措置が講じられる。

詳細は、平成17年10月26日課長会議資料、平成17年11月11日課長会議資料のうち、20歳以上の施設入所者に係る部分を参照されたい。

18歳未満の者も18歳以上の者についても、いずれも、医療費、日常生活品費等が自己負担となる。（身体障害者の施設と同様。）

#### ② 医療型施設

平成17年12月26日障害保健福祉関係主管課長会議資料3を参照。

医療型についても、当該施設においてサービスの一環として行われる医療以外の医療費及び日常生活品費等について自己負担となる。

### (2) 通園施設



通園施設については、障害者自立支援法における通所施設、デイサービス利用者と同様の負担と軽減措置が講じられる。

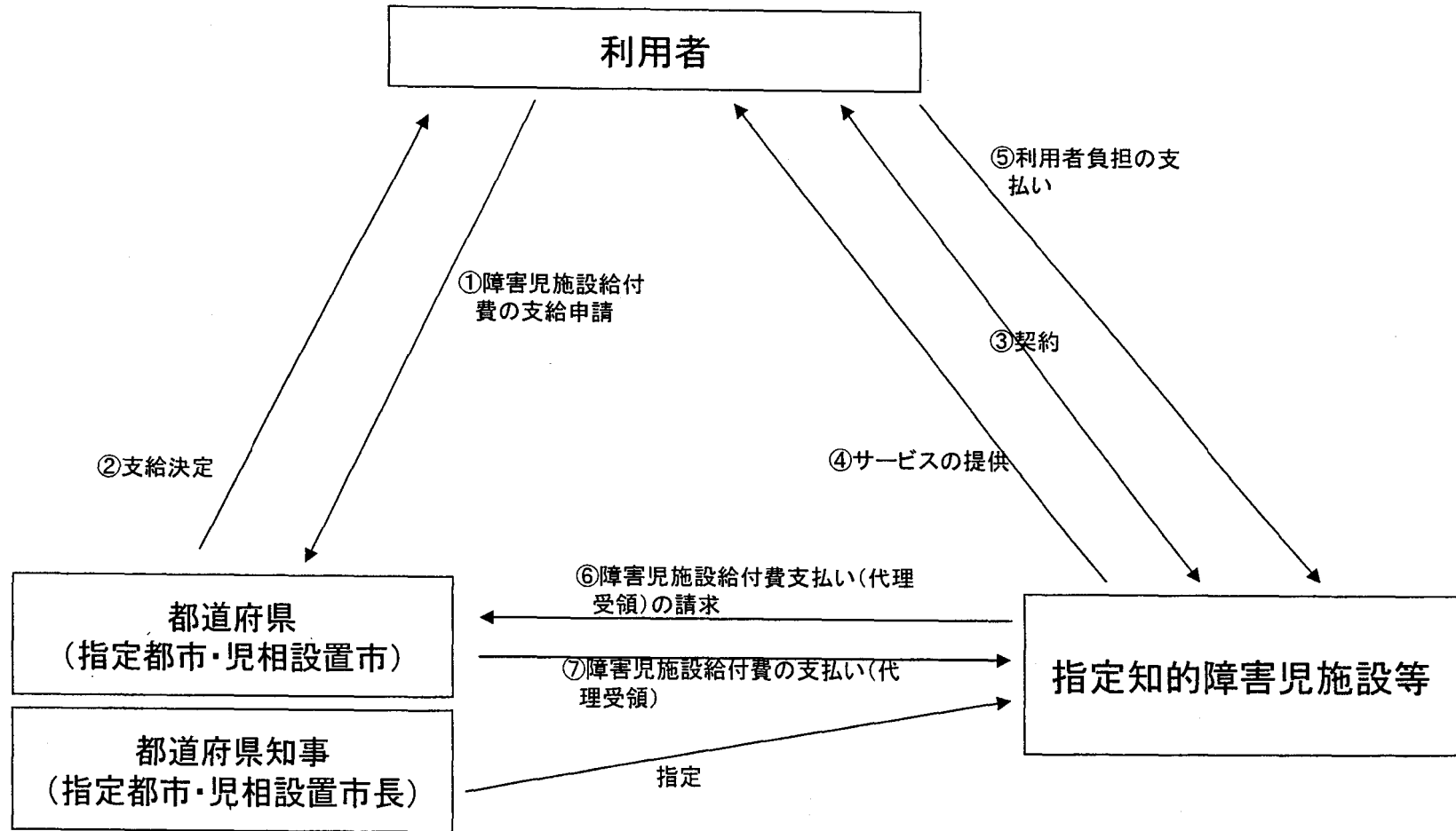
詳細は、平成17年10月26日課長会議資料、平成17年11月11日課長会議資料のうち、通所施設利用者に係る部分を参照されたい。

## 6 施設の指定について

障害児施設給付費（医療型施設については、障害児施設給付費及び障害児施設医療費）の対象となるサービスを提供するためには、知的障害児施設等については、都道府県知事（指定都市の市長、児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）の指定を受ける必要がある。

ただし、指定施設については、平成18年10月1日時点においてすでに存在する知的障害児施設等については、指定を受けたものとみなされることとなるため、申請は必要としない。（ただし、事務手続き上申請等が必要かについては現在検討中である。）

# 図1 障害児施設給付費の仕組み



# 障害児施設の利用について

